

【抗議声明】

高市政権は非核三原則を堅持し、世界の平和に貢献を

核戦争を防止する石川医師の会

代表世話人 江守道子

高市早苗首相は、11月11日衆院予算委員会にて安保関連3文書の改定に伴い、日本の国是である非核三原則の見直しを示唆し、核兵器の「持たず、作らず、持ち込ませず」のうち、「持ち込ませず」を改変しようとしている。

非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作首相が国会の施政演説で表明し、1971年に国会の決議として「国是」となり、以後、累次の国会決議を重ねている。2022年の安保関連3文書の中でも「非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない」、2025年の防衛白書でも「国是としてこれを堅持する」と明記している。

国会決議で「国是」となった非核三原則が、政府の行為によって改変し、空洞化されることは議会制民主主義の遵守という点からも断じて看過できない問題である。

今回の非核三原則の見直し検討は、日本が米国の核戦略への依存を強め、核持ち込みを容認するものである。

2024年のノーベル平和賞を受賞した日本被団協は、直ちに抗議声明「『非核三原則』を堅持、法制化を強く求める」を発表し、その中で「被爆者は、日本に核が持ち込まれ、核戦争の基地になることも核攻撃の標的になることも許すことができません」と非難している。

ロシアがウクライナを「核の使用」で威嚇し、アメリカが「核実験」再開を準備するなど『核兵器使用のタブー』が揺らぐ中、唯一の戦争被爆国・日本のとるべき核政策は、軍拡の歯止めとなる非核三原則を堅持して、国際社会に向けて「核兵器のない世界」の実現を働きかけている。核を背景に霸権主義が台頭する今こそ、核軍縮・廃絶を希求する被爆国の出番である。

私たち核戦争を防止する石川医師の会は、人間の健康と生命を守る医師・歯科医師の団体として憲法が謳う平和的生存権にもとづき、未来永劫、日本政府が非核三原則を堅持することを強く求めるものである。

2025年11月28日